

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

「感染縮小期」

10月20日(水)～

**感染回避行動の徹底を日常化し
社会経済活動を展開**

「感染縮小期」の協力依頼内容等①

①県民への協力依頼

➤ 県外往来には十分注意(継続)

- 訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア(市区町村)の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- 感染が増加傾向にある地域の訪問は、特に注意

【感染が増加傾向にある地域】

◇新規陽性者数が人口10万人あたり週15人以上の地域

➤ 会食注意(継続)

- ①感染リスクの高い行動のない人と、大人数を避けて
- ②長時間を避けて
- ③感染対策が徹底されているお店で
- ④大声を出さない、羽目を外さない
- ⑤少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ⑥参加者全員の連絡先を把握

「感染縮小期」の協力依頼内容等②

①県民への協力依頼

- 飲食店の不特定多数を集め、混雑が予想される催しには参加しない (継続)
- 特に活動的な20代、30代の皆さん
密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を (継続)
- 会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先を把握 (継続)

【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでの
パーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

「感染縮小期」の協力依頼内容等③

②事業者への協力依頼

- ガイドライン遵守(変更)
【11/25～変更】協力依頼 ⇒ 法要請(特措法第24条9項)
- 職場内の感染防止対策の徹底(継続)
- 大規模商業施設等の入場整理・誘導等(継続)

③飲食店への協力依頼

- 不特定多数を集め混雑が想定される催しの開催自粛(継続)

「感染縮小期」の協力依頼内容等④

④ イベント制限（法要請）

➤ イベント等の開催制限（変更）

【11/25～変更】協力依頼 ⇒ **法要請**（特措法第24条9項）

・人数上限：5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方

・収容率：大声なし100%以内、大声あり50%以内

（感染防止策チェックリストを作成・公表すること）

※ただし、5,000人超かつ収容率50%超で、感染防止安全計画を策定する場合（県が計画を確認）

・人数上限は収容定員まで、収容率100%（大声なし）まで可

⑤ 福祉施設の面会

➤ 一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施（継続）

「感染縮小期」の協力依頼内容等⑤

⑥学校活動(県立学校)

【教育活動全般】

- 身体接触を伴う活動等は注意して実施(継続)
- 校外交流
 - 県内交流は注意して実施(継続)
 - 県外交流は厳選して実施 ⇒ 注意して実施(継続)

【部活動】

- 他校との練習試合や合同練習は注意して実施(継続)

- 学生(大学や専門学校等)の感染リスクに注意(継続)
 - ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト(飲食店等)

「感染縮小期」の協力依頼内容等⑥

⑦ 県管理施設

- 集客施設は、感染防止対策を徹底(継続)
- 貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に予約を受付
(継続)

⑧ 経済面の対応

- 県内宿泊旅行割引の実施
 - ・対象期間: 10月26日(火)～12月31日(金)まで
 - ・発行規模: 3万人泊＋5万人泊(追加発行)
 - ・予約開始: 10月25日(月)～
- 「まじめし」利用促進キャンペーンの実施
 - ・実施期間: 11月1日(月)～令和4年1月31日(月)まで
 - ・参加店舗: 県下の飲食店
 - ・実施内容:
 - ・その場で県産品等が当たるデジタルくじ
 - ・店舗・料理の「まじめ」を発信するWEBコンテンツ公開

4つのポイント

① 感染回避行動の継続徹底

(感染防止の基本)

② 体調異変時は休んで受診

(職場・学校への感染拡大阻止)

③ 県外との往来は十分注意

(訪問先の感染動向を事前に確認)

④ 会食はルールを守って実施

(飲食店・会食クラスターの阻止)

「感染縮小期」の協力依頼内容等①

項目	10月20日～11月24日	11月25日～
対策期間	10/20（水）～11/24（水）	11/25（木）～
期間名称	「感染縮小期」	継続
県外往来 ・ 県内行動 等	（協力依頼） <ul style="list-style-type: none"> ・ 県外往来には十分注意 ・ 会食の注意（感染リスクの高い行動のない人と、大人数、長時間を避けて） ・ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・ 会食や趣味の集まりなど行う場合は、参加者全員の連絡先を把握 ・ 感染回避行動の徹底 ・ 「5つの場面」の注意 	継続
20代、 30代	密にならな よ うに感染 陞 対策 徹底 し 慎重に行動を	継続
事業活動	（協力依頼） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業種別ガイドラインの徹底</u> ・ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・ 大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・ 地下食品売り場やフードコート等の感染対策 	（協力依頼） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>業種別ガイドラインの徹底（11/25～法要請）</u> ・ 職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・ 大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・ 地下食品売り場やフードコート等の感染対策

「感染縮小期」の協力依頼内容等②

項目	10月20日～11月24日	11月25日～
飲食店	(協力依頼) 《県下全域》 ・不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等	継続
面会制限	・福祉施設の面会 (面会は一律に制限するのではなく、施設長の判断で実施)	継続
イベント等開催制限	(協力依頼) 《県下全域》 ・ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50%	<u>(法要請) 《県下全域》 (11/25～)</u> ・ガイドラインの遵守 ・人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内のいずれか大きい方 ・屋内収容率：声なし100%、声あり50% (感染防止策チェックリストを作成・公表) <u>※ただし、5,000人超かつ収容率0%超、感染防止安全計画を策定する場合</u> ・ <u>人数上限：収容定員、収容率：100%</u>
学校活動の制限等	《教育活動全般》 ・身体接触を伴う活動等は注意して実施 ・校外交流は県内外とも注意して実施 《部活動》 ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施 ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加	継続

「感染縮小期」の協力依頼内容等③

項目	10月20日～11月24日	11月25日～
学生の注意喚起	<ul style="list-style-type: none"> 《大学・専門学校等》 ・学生の感染リスクに注意 	継続
県主催イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催の集客イベントは感染防止対策を徹底の上、開催 	継続
県管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・集客施設は感染防止対策を徹底して開館 ・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可 	継続
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・県内宿泊旅行代金割引の実施 ・「まじめし」利用促進キャンペーンの実施 	継続

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○県外往来には十分注意【継続】

- 訪問先の知事が要請する内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- 感染が増加傾向にある地域の訪問は、特に注意
【感染が増加傾向にある地域】
 - ◇新規陽性者数が人口10万人あたり週15人以上の地域
- 県外への出張は、ウェブの活用などで代替
- 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【継続】

①**感染リスクの高い行動のない人と**（参加者の2週間以内の行動歴を確認）

②**大人数、長時間を避けて**

③**少しでも体調に異常があれば出席しない、させない**

④**感染防止対策が徹底されている店**を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底

⑤**大声を出さない、羽目を外さない**

➤ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

⑥**参加者全員の連絡先を把握**

○**飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない**
【継続】

○**会食や趣味の集まりなどを行う場合は、参加者全員の連絡先を把握**
【第5波の感染事例】
【継続】

○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり

○長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

○感染回避行動の徹底【継続】

インフルエンザ流行期と重なることから、
一層の徹底を！

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す
- 基本的な感染対策の徹底 [マスクは適切に着用 (鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし)、手指消毒は極めて有効]

○感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ③ マスクなしでの会話
- ⑤ 居場所の切り替わり

- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ④ 狭い空間での共同生活

◇特に活動的な20代、30代の皆さん【継続】

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を
【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○業種別ガイドラインの実践【変更】

【11/25～変更】協力依頼 ⇒ **法要請** (特措法第24条9項)

○徹底した感染防止対策の実行【継続】

- テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○ 飲食店や商業施設、イベント等の徹底した感染対策の実行 (業務の特性等を踏まえて) 【継続】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 【継続】 ※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【福祉施設】

○面会は一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施【継続】

- 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（イベント等）】

【11/25～変更】協力依頼 ⇒ **法要請**（特措法第24条9項）

○業種別ガイドラインの遵守の徹底【継続】

○イベント等の開催制限【変更】

	次の人数上限及び収容率を満たすこと	ただし、 感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%以内の いずれか大きい方	収容定員まで
収容率	大声なし 100%以内 大声あり 50%以内 <small>大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、② 反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨 する又は必要な対策を十分に施さないイベント</small>	大声なし 100%以内 ※大声なしでの開催が前提条件 (県が感染防止安全計画を確認)
条件	○「感染防止策チェックリスト」を作成し、 公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能な かたちでの公表）するとともに、イベント終了 日から1年間保管する ○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の 不徹底等）した場合は、「イベント結果報告 書」を県に提出する	○「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催 2週間前までに県に提出する ○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果 報告書」を県に提出する（ただし、問題が発生 （クラスター発生、感染防止策の不徹底等）し た場合は、直ちに提出する）

✓ 主催者は、国の接触確認アプリ「COCOA」や「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。18

学校活動（県立学校）の制限等(詳細)

○教育活動全般【継続】

- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
- ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施
- ・校外交流のうち、県外交流は注意して実施

○部活動【継続】

- ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施
- ・公式大会等は主催者が定めるルールや制限を厳守して参加

◇学生（大学や専門学校等）の感染リスクに注意【継続】

- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト（飲食店等）

県管理施設・県主催イベントの取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○集客施設

➤ 県管理施設は感染防止対策を徹底して開館【継続】

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

○貸館利用

➤ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」【継続】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

【県主催の集客イベント関係】

○感染防止対策を徹底のうえ開催【継続】

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「県内宿泊旅行代金割引」【県民限定】

- 10月末から、県内宿泊旅行代金割引を実施
- 対象期間は 12月末までの約2か月間
- 割引適用日に制限なし（金、土、祝前日も対象）

区 分	内 容
対象者	県民限定
取扱い	県内旅行会社窓口
対象期間	令和3年10月26日（火）～12月31日（金）
5,000円割引 【みきゃん割】	条 件：1人泊6,000円以上 発行数：2万人泊＋4万人泊（追加発行） クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 （上限2,000円、一定の条件あり）
2,500円割引 【こみきゃん割】	条 件：1人泊3,000円以上6,000円未満 発行数：1万人泊＋1万人泊（追加発行） クーポン券発行【えひめぐりクーポン】 （上限2,000円、一定の条件あり）
割引適用日	制限なし（金、土、祝前日泊も対象）

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、発行を停止。

感染拡大を防ぎながら経済活動を応援

「まじめし」利用促進キャンペーン

- 11月1日（月）から、県下の飲食店で実施
- 利用者が、その場で抽選できる県産品等が当たるデジタルくじ実施
- 対象店舗は、「まじめし」サイトに掲載

■ キャッチコピー

まじうまっ！ まじめし！！

～美味しい愛媛、見いつけた！～

■ キャンペーン期間

令和3年11月1日(月)～令和4年1月31日(月)

■ 参加店舗

県下の飲食店（スタート時205店、最終350店予定）

■ 内容

- 店舗利用者に、県産品等が当たるデジタルくじを実施（その場で抽選結果判明）
- 「まじめ」につながる、店舗や料理の「こだわり」、「技術」、「人」を発信するWEBコンテンツを公開し、公式サイトやSNSでPRを実施

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、キャンペーンを停止



ポスターには「まじめし」のロゴと「まじうまっ！ まじめし！！」のキャッチコピーが目を引きます。また、「素敵な賞品が抽選で当たる！」というフレーズと共に、デジタルギフト（amazonギフト券、PayPay、auPay）と、愛媛産の柑橘ジュースセットなどの賞品が紹介されています。キャンペーン期間や参加店舗の募集状況も記載されています。

愛顔の安心飲食店認証制度

1 目的

- 県民等が新型コロナウイルス感染症に対して**安心して利用できる飲食店を県が認証**
- 県が認証店を積極的にPR**することで、**感染予防の裾野拡大と経済活動**を両立

対 象

- ・県内に所在する飲食店（食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋、バー等）
- ・県の指導や業界団体のガイドライン等を遵守し、自ら予防に取り組む店舗

認証基準

- ・県の指導項目や業界団体のガイドライン全ての項目を適用
- ・県作成のチェックリスト全項目について適切な対策を実施

2 認証手続

STEP①	STEP②	STEP③
申請書類の提出 ・申請書、チェックリスト等	県の実地調査 ・現場確認や指導（不備、要改善の場合、専門家からアドバイス）	認証書等の交付 ・認証書、認証ステッカー（QRコード付き）

- 認証後、随時訪問し、状況確認や改善ポイント等を助言
- 認証店舗を県HP等で積極的にPRするとともに、優良事例を紹介
- 感染対策マネジメントリーダーを設置した認証店には、感染対策強化費用 5 万円を支給

3 認証店への優遇措置

- 時短要請等を行う場合、認証店に限り、**営業時間や酒類提供時間繰り下げ等の差別化を検討**
- 国において、認証店利用キャンペーンなどの**インセンティブ付与の可能性も**